弘報 伊方町

発行人 伊方町役場 林 繁満

印刷所 南予民報社印刷部

第五回町民大運動會

文化の日に

文化の日を記念して全町民が一堂に集い融和と親睦を深め、秋のとり入れに備え鋭氣を養う意味の第五回伊方地区町民大運動會が去る十一月三日（文化の日）に、伊方小学校庭において午前九時より開催された

大会長 林 満繁
副会長 川口 寛之
〃 山本 兼弘
審判長 三好 茂

開会式に引続き演技にうつり、二十五種目に各部落の老若男女子供を混えての選手たちは終日楽しく競技を展開して、途中小雨のわざわいもあったが全種目を無事終了した。

特に七十才以上の老人を対象にした宝さがしや、各部落のおもいつきによる仮装行列等にやんやのかっさいをはくした。

なお当日の成績は左の通りである

総合優勝 湊浦部落
〃 二位 大浜部落
〃 三位 中浦部落

仮装行列は七種神をテーマにした小中浦部落が第一位であった。

象徴戦では湊浦部落のリーダーが当日の人氣を集め第一位となり、賞品の清酒一升をものにした。

第六回大会は伊方地区と町見地區が同じように開催出来ることを希望する。

表彰式で賞品を授與する大会長（町長）

雨天をついて華々しく展開

伊方地區

自治教室

人權擁護週間

十二月四日から十日迄人権週間として人権を尊ぶ思想を強調啓蒙したり、人権相談をしたりしております。

憲法第十條に國民はすべて基本的人権の享有を妨げられないとあります。基本的人権とは「人間として生きているかぎりかならず認められる権利または自由」を云うのであります。

人間が生れて来た以上誰でも持っている権利であってこの権利は何処で住もうが何を言おうが何の宗教を信じようが、どんな思想をもとうが、他人は勿論政府でも警察でも文句を言つたりしばったりは出来ません。

而し自分のしたいことを何でもしたい放題というわけではないので人間が集まってつくった社会ですから、人間一人一人が尊いもので社のために利用する責任があり、これを濫用してはならないということは憲法第十二條にも規定されております

住民登録の話 (2)

◇登録事務の処理と住民票

住民登録に関する事務は市町村に於て処理するものとされております。

住民登録は、市町村の住民を登録し、その居住関係を公証することを目的としておりますから、住民の立場からは市町村においての事務を処理することとするのであります。

住民登録の結果は住民の資格認定の基礎資料として市町村の各種の行政事務処理に十分利用する上にもその方が最も適当であるからであります。

しかし各市町村が個々的に住民の登録を実施したのでは、登録の結果を十分各種行政事務に利用する上において價値が減少するため、法律をもって全國の市町村が同一の手続方法に従って登録の結果は住民の資格認定相互に連絡して処理されることとされているのであります。そこで市町村はその住民（外國人はこの登録から除外されている）をもれなく登録しているのでありますが、市町村役場に備えつけてあるこの登録の台帳を「住民票」（住民票を綴つたものを住民簿といいます）といいます。住民票は世帯を單位として作られており、これに各人の氏名、生年月日、続柄、本籍、住所を定め民の実態と一致したものでなければならないのであります。

この住民票は、いわばその市町村の「住民名簿」ともいうべきものでありまして住民登録制度においては最も重要な役割を果しているものであります。

住民登録による十一月一日現在の伊方町の世帯と人口

世帯数 二六四五世帯
人口 一三一四二人

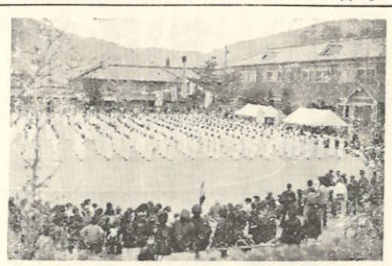

景点の会動運民町

（浦中小）神羅七の賞入位一第列行装仮

固定資産の異動申告について

昭和三十二年一月一日現在における昭和三十一年中の固定資産（不動産、償却資産）について左記の該当者は課税の適正を計る上に課税の便宜を計ります。

係員に相談されて公簿によりはつきりして下さい。

尚償却資産については、その異動を申告しなければなりません。

記

一、土地、宅地、田、畑、山林等所有権の移轉又は地目の変換のあつたもの

二、家屋の賣買、増築、改築、破損、新築、滅失、賣買等の異動をはつきり申告されないと償却率を決定する上に不便を来しますから御留意願います。

実地検照や課税客体調査の都合上申告書は昭和三十二年一月二十日迄に提出して下さい。その期間内に提出されないと前年通りに課税対照を決定されます。

以上の土地、家屋の所有権の移轉については、未登記のものでも納税者を指定して譲渡人、譲受人双方の氏名を連記して申告されれば課税の便宜を計ります。

畑地、地積などの不明のもの、又特別の事情のある者は直接役場又は支所へ行き

申告書は各部落の区長さんへ渡してありますから必要の方は貰つて下さい。

12月の税金

昭和31年度
固定資産税
（第3期分）
納税は12月末日迄に

防犯メモ

秋季少年補導について

最近少年の犯罪が非常に多くなり然もその質も異常な傾向をみせております。

少年が犯罪をおこした原因を調べてみますと

① 小使銭不足
② 悪い遊び癖
③ 出来心から
④ 家庭の貧困
⑤ 家庭の放任
⑥ 好奇心

の順序になっておりお子さんを持たれている皆さん方に十二分にお考え願いたいことです。

行樂シーズンの交通事故防止について

毎年紅葉時には交通事故が増しており今年も例年にもれず増加の傾向にあります。

悲惨な交通事故を防ぐため歩行者の方々運轉者の方々とも次のことに氣をつけて下さい。

一、歩行者の方々へ

(イ) 酒に酔って道路上をふらふらしないこと

(ロ) まわり角では自動車の信号をよくみて通ること

(ハ) 小さいお子さんは必ず手を引いて歩くこと

(ニ) 特に伊方のようにせまい道路は両側によけず片方による

二、運轉者の方々へ

(イ) 酒を飲んでの運轉は絶対にやめる。

(ロ) 貨物自動車、三輪車の荷台には人を乗せない

社會から暴力を追放しよう

暴力事犯は始んど、ごれん隊太陽族モダン族模放族に依つて敢行せられている。

近激増の一途を辿っている暴力事犯は、暴力を否定する無法のけんかをふっかけ他人の顔を殴るような暴挙でありこれら暴力犯は最せんようにしましょう。

二、被害者は勇氣をもって届出るようにして下さい

行をしてもあまり問題にせず「アイツは乱暴だとか酒を呑むと乱暴だが氣はいゝ奴だ」等許したり

我が國では古来冬から春にかけて火災のシーズンだと言われております。然らば何故この季節を火災シーズンかと申しますと大別して三つの原因を考えます

(1) この季節は一年中で最も温度が低く空氣が乾燥し

火災期をひかえ

消防團長 高月歌芳

から云ってそう神経質になる必要はありません。全國的に見ましても火災の原因の八〇%までが失火となっておりますから火元に注意さえすれば火事は起らないのです。

私たち消防團としては十一月末の防火週間十二月一日の防火デーを利用して啓蒙のため防火宣傳の行事を行い、なお消防團員総力をあげて防火体勢の萬全を期する覚悟で御座いますから、町内皆様方の御協力をお願い申上げます

(2) 俗に季節風といって風がよく吹くこと

(3) お互に火氣を慎しみ火の利用が多いこと

以上があげられ、そうした意味で大きな火災は毎年この季節に起っております。だがいくら火災シーズンだ

寝る前にもう一度見よう火の仕末

榮え行く俺らの町は防火から

昭和30年10月4日 第種三郵便物認可　昭和31年11月20日　弘　伊方町報　（毎月一回）　定價一部3円　第12號　【2】

國民健康保險とは

國民健康保險と云えば過去に失敗した保險組合時代の色々な苦い思い出が沢山殘つております。

第一に社會情勢が惡るかつた。

保險醫療費は戰時中に始めて發後昭和二十一年頃にやめ、その當時は國は戰爭第一で國民の福祉や社會保障など深く考えることは出來なかつたし、藥も乏しかつた。衣服類にも不自由したが一番に食糧不足で自分が病きることに力一ぱい人間として、同胞として貧いで相愛互助の精神では死を待つより外なかつた時代でした。

このような欠乏と混乱と不安の中で、高い理想が實現されぬ訳はありません。惡病無を求める仕事を休んだ上に医療費がかさみ家計を圧迫します。保護家庭の六〇%は病氣になつた爲だと思います。（續く）

昔々お互も力を合わすことが大切だと思います。

保險より外にないようです。

現在の狀況から云つて現行の法律のもとでは國民健康保險が成立することが、病氣になつた時負担が軽くなる方法が考えられるなれば、眞剣に考え、本氣で対策を講じたいものです。

麥の初期生育と障害の診断方法

一、生育が悪い原因

1 掘つてみると種子がそのまま腐つている

(イ) 播種がおくれ溫度が低いとしても取り上げられねばこのような欠乏と混乱と不安なもぬし、その足もぬ所を

(ロ) 土壌水分の不足、更に過

(ハ) 種子が肥やけした場合

(ニ) 過湿で排水の不良の場合

(ホ) 種子消毒のあやまり

(ヘ) 過期播種に於いて正常な生育をなすが遅れると節延する。分けつは葉が三枚から四枚になれば分けつをするので、発芽日數の四倍に分けつ開始期日が定まるものである。

2 中耕 第一回の中耕は本葉三枚から四枚になりし頃に中耕して根の発根を助け、踏みを行つて葉強じんとし葉の巾を廣くするように努める。第二回目は第一回以後十日目頃とし、十二月に草を見ずして二回行うことが要

3 追肥 早期追肥として十二月末に硫安反当二貫、過石二貫、塩化五〇〇匁の割に施用すると、葉面積の増大と根の発成、寒さに対し強く、分けつを旺盛に促立も、是非今期早期追肥は実施することが大事である

4 踏ふみは十日毎に行う事

5 土入 年内の土入は行なわぬのがよいです。若し土入を行う場合は踏ふみ高さの一割を標準として入れ過ぎぬよう細心の注意をして行うことが肝要です。

二、非立後の障害

1 生えたものが元氣がわるい、葉が細く、葉の色が黄色の場合は土のかけ過ぎ、肥やけ、消毒のあやまり、鱗酸欠乏など

2 生えたものがそのまま枯れている場合がアカカビ、カブグサレなどがある

3 生えたものが切れて枯れている場合はヨトウ虫、などの虫害

(イ) 付近に〇、五—一ミリ位の白い虫がいれば、之はトビムシモドキの被害

(ロ) 葉や根に虫の喰つあとがあるのはキリウジ幼虫の食害が多い

三、本葉三枚頃から分けつ期のころの障害

(イ) 株全体が黄色に枯れる場合は病害、乾燥、寒風の害が考えられる

2 株全体が黄色か淡緑色になる場合

(イ) 伸長、根張りが悪く株全体がカタイ感じがする場合はチッソ欠乏

(ロ) 根の伸びが悪く褐色になつて周りかける場合は過湿の害

(ハ) 株張りは悪くないが葉の巾が廣くて短かい場合はオウカ萎縮病

3 葉に淡淡のまだらが現れ、緑色の部分がジャズ状になつてくる

(イ) 葉が黄色になり、伸長張張りが悪い場合はシマイシュタ病

(ロ) 葉淡淡のシマ状を呈し、濃緑色の部分が網状になる時はマンガン欠乏

(ハ) 葉が緑色だが、外葉がしば〜ねじれたりまいたりする時はツブセンチュウ病である

(ニ) 検張り伸び悪く葉が細く特に葉色が出来る場合は憐験欠乏

4 葉に斑点が出来る

(イ) 斑点が赤い形で周囲は濃褐色、中は淡褐色また

5 葉の先が黄色になる

(イ) 葉の先が白くなる時には葉全体が黄いろになる場合は寒害又は凍害

(ロ) 葉先以外は緑色であるが伸び株張りが悪く一見酸性の害に似ているが根に異状がない時はカリ欠乏

(ハ) 伸長、張張りとも悪くて根が太くて短かい根は橋色の場合は酸性の害である（以下次号へ）

麥栽培の要点は良い葉と根を多く作る

農事普及板

伊方町農業改良普及員　伊方担當員　篠川技師

作物栽培の第一は葉うち、いわゆる吸取力が旺を作ることである。よい葉盛である。大事なのは根を作ることである。根は葉業を作ることを称して、上手な栽培法という。麥の場合は葉巾の廣い強じんな葉を作ることによつて炭素同化作用が行われ、炭水化物が作られ、それが各々葉に、茎に、根に一ぱん貯蔵されそれから生育のために消費されるのであるから、その貯蔵量が大きいほど大きな穂が出来るのである。すなわち葉は炭水化物である澱粉を生産する工場である。故に同化面の拡大は作物栽培の目標と云い得る。

1 生育を分けつ麥は五月日に発芽して十日目一葉、十五日二葉、二十日で三葉になるのが

ミカン一個を完全に育てるには葉二〇枚から二十五枚の葉が必要だということも葉は日光や空氣にふれる面が廣いほど発散する水分の量も大きいので、肥料を吸

吸力を旺盛にするには、根の発成が出来ることが肝要と存じます。

次に土は作物の母体であるから土の主要食糧を與え発育よくするようにすると同時に、土を作ることが根本

以上の要点よりして今月は次の事項に留意して作業に当ることが肝要と存じます。

次に土入、年内の土入は行なわぬのがよいです。若し土入を行う場合は麥の高さの一割を標準として入れ過ぎぬよう細心の注意をして行うことが肝要です。

果樹

普通溫洲

花芽分化の準備期に当り居るので施肥は今月上旬に施用を終るようにする

中下旬……ネーブル、伊予柑八月の採収時期です果実の高もの動止法は二四Dの一万乃至二万倍液を果梗部に

詳細は四季和青果発行の柑橘作業暦を見て下さい。

(イ) 貯蔵柿、青かび病、軸腐病の予防には敢積十日前にダウサイド日産の三〇倍液の立木撒布が只今の試験成績では最もよいようです。柴来のヤトロール液は品質を悪化させると云われている

柑橘病虫害の冬期驅除

(1) 既種直後に於て今殺虫剤除法……機械油乳剤二%液にDDT乳剤の三〇〇倍液を加用撒布するとよい。特に今冬のマシン油剤の濃度は低めに行うことが良いと考えられる

(2) 幼樹に対しては マシン乳剤撒布後十日以降に覚いコモをかけると同時に敷草を行い防寒と乾燥防止

(3) 十二月中に氣温高き場合はマシン乳剤撒布は遅らして行うことが大切です

蔬菜

一、絹さやエンドウ

1 水一斗に対し過石三〇匁を溶かし液肥灌水を行いて着果の増進とサヤの発育を促すとよいです

2 害虫の発生防止のためにEDN乳剤二〇〇倍液の撒布、但し敢種を始め居る畑はDDT乳剤の三百倍液に切替行うこと。

二、レタース

灌水をかねて水一斗に硫安二〇匁過石一〇匁の割合に溶かし追用するとよい。この場合は月二回を可とす。

伊方町定例議会

昭和三十一年最終の定例議会は来る十二月二十六日に召集される予定である。

主とした案件は

一、昭和三十年度西宇和郡伊方町歳入歳出決算承認について

一、昭和三十一年度伊方町歳入歳出追加更正予算について

一、條例その他

自衛官志願案内

自衛隊は、わが國の平和独立を守り、國の安全を保つため、直接侵略及間接侵略に対し、わが國を防衛することを主な任務とし必要に應じ、公共の秩序維持に当るものであります。

陸上、海上、自衛隊に就職と三種あり、一八才未満の者を対象とした少年自衛隊もあります。志願される方は、詳細を役場係迄御問合せ下さい。

歳末もむだをはぶいて貯蓄しましょう

わが國の経済は、昨年来比較的堅実な推移をとどりを強力に推進し、いわゆる鍋底もまた順調に伸びてお伺もまた順調に伸びますが、近頃基礎生産財伸び株張りが悪く、輸入が増買ろうと貯蓄増强中央委員会をはじめとして大蔵省、日本銀行、郵貯蓄推進委員会では十一月十五日から十二月二十日までを期間として歳末貯蓄運動をくりひろげております。町民の皆様方も年末年始の行事をできるだけ簡素にして、この歳末特別貯蓄運動に御協力下さいわが國においては資本のない

お手もとの現金はひとまず貯蓄しましょう

町の日誌

◇十月七日、伊方小、水ケ浦小、有寿来小、豊ノ浦小巡動会

◇十月十一日　区長会

◇十月十七日　秋季地方祭

◇十月十八日　伊方中、二見小巡動会

◇十月二十五日　結婚届

◇十月二十七日　郡内競馬

◇十一月三日　文化の日、町民運動会伊方小にて

◇十一月六日　市外郡時論（「電話」）についての説明会

◇十一月八日　税務事務説

◇十一月十八日　仁田之浜

◇十一月二十日　丸町三輪車車庫より出火

人

婚姻

十月届分　挙式年月日

出生

死亡

ためいき

御月一回発行の皆である本紙も現角遅れがちで、御迷惑を出しまりして誠にその詫びをつないでいる現狀だ。伊方町が発足して丸二年になるのも、もう後三、四ケ月となつて、漸く十二号（毎月発行なれば一年分）になつた。これでは町民各位に親しめる町報になんの理想をかんげても始まらない、毎月原稿をかき集めて紙面を一ぱいにするのがやつとなのだから……

兎も角にも、この町報が役場から皆様方への一方的な「御知らせ紙」であつてよい筈ではない。活潑な町民各位の、町報に対する御意見、御叱諍及び御投稿を個人子御待ちしています。